

この畠、お隣からずっと借りてるけど大丈夫かな・・

昔からお隣に貸してる畠、いつ戻ってくるんだろう？



それ、ヤミ小作じゃない？

こんなことに心当たりはありませんか？



昔から親戚・知人に口約束だけで農地を貸している。

貸し借りの手続きをしているかどうか分からぬ。

貸し借りの手続きは面倒だからこっそり作付けしている。

ヤミ小作はトラブルの元となりますので、
正規の手続きで農地を貸し借りしましょう！

ダメ!! ヤミ小作!!



ヤミ小作を続けるとどうなるの？

農地を貸している方

- ・相続が発生した際、誰に貸しているかわからなくなることがあります。
- ・農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえないことがあります。

農地を借りている方

- ・相続が発生した際、誰から借りているかわからなくなることがあります。
- ・突然、農地を返して欲しいと言われることがあります。



口約束だけで農地の貸し借りはできません！

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。

農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない」と規定されていますので、農地の貸し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通じて書面により契約手続きをする必要があります。

契約手続きをしないまま、口約束だけで貸し借りをしている農地は、トラブルの元になることがあります。



・トラブルが発生しないようにするために！

農地を貸し借りするときは、必ず市町村や農業委員会へ手続きをしてください！

■ 市町村や農業委員会、公的機関である農地中間管理機構が仲介することで、安心して農地の貸し借りが行えます。

また、「農地中間管理事業」を積極的に活用しましょう！

■ 要件を満たせば機構集積協力金の交付や、固定資産税の課税軽減（農地を貸した方）を受けることができます。

安心して農業を行うため、正規の手続きで農地の貸借をしましょう！

詳しくは、お住いの市町村農政担当課、又は農業委員会へ御相談ください。

